



憲法の平和原則を守るために意見書の提出に関する陳情

要旨

アメリカが引き起こす戦争に、いつでも、どこでも自衛隊が参戦、軍事支援することを可能とする法案の徹底審議を行うよう求めるとともに憲法の平和原則を守るために意見書の提出をお願いします。

理由

5月14日に閣議決定し、国会に提案されている国際平和支援法(海外派兵恒久法)や平和安全法制整備法(自衛隊法改正・PKO法改正・周辺事態法改正など)では、米国の世界規模の戦争で自衛隊が従来は活動が禁止されていた「戦闘地域」で補給や輸送などの活動が出来るようになります。

さらに今回の法案は、「非戦闘地域」の要件を撤廃し、「現に戦闘がおこなわれている地域以外」ならどこでも近くで戦闘があろうが、いつどこで戦闘が起こってもおかしくない地域であろうが、活動を可能にしています。

自衛隊の支援活動では、政府がこれまで「憲法上の適否について慎重な検討を要する」としてきた「弾薬の提供」や「戦闘作戦行動に発進準備中の航空機に対する給油や整備」もおこなえるようにしています。同様に、国際平和協力法では、「憲法との関係で慎重な検討が必要」としてきた治安維持活動など任務遂行のための武器使用も解禁します。加えて「自衛隊法改定案、事態対処法案」では、歴代政府が長年積み上げてきた憲法第9条解釈を踏みにじり、これまで違憲としてきた集団的自衛権の行使さえ可能にするものです。

閣議決定し、提案されたこれらの法案は、戦後日本の安全保障政策を180度転換させる歴史的暴挙にほかなりません。また、安倍首相が法案を日本の国会に提出する前に米国の国会で成立を誓約するような議会制民主主義を壊す対応も重大な問題です。こんな「国会破壊」のやり方は言語道断で許しがたい行為です。

よって、憲法の平和原則を守るために意見書の提出を求め陳情します。

平成27年6月1日

和光市議会議長 齊藤 克己 様

陳情代表者

住 所 埼玉県和光市新倉 1-14-27(会の連絡所)

団体名 憲法を守り生かす和光市民の会

代表者 田 澤 達 好